

連載

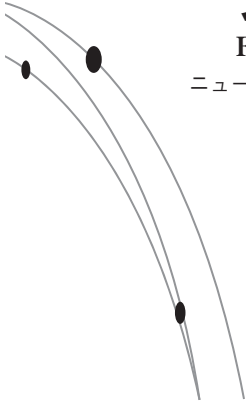
フィールド・アイ

Field Eye

ニューヨーク・ルーヴェンから——①

東京大学 土岐 将仁

Masahito Toki



ニューヨーク滞在記

2024年8月より2年間の研究専念期間をいただき、1年目(翌年8月まで)をアメリカ合衆国のニューヨーク大学ロースクール U.S.-Asia Law Institute において客員研究員として過ごした。ニューヨークといえば、家賃を含む物価高、治安の悪さが指摘されることが多く、本稿執筆中の2025年11月に行われたニューヨーク市長選でも、これらの点が争点となっていたようである。筆者は、奇跡的に相場からすれば破格の家賃でマンハッタンのチェルシーにワンルームを借りることができた。定番の話題の1つに、住んでいる場所があるが、答えると驚かれ、家賃を伝えると更に驚かれるということが多かった。家賃が破格であったのは、レントスタビライズ(家賃値上げ幅の規制)の対象物件であったのと、“Pre-War”といわれる第二次世界大戦前に建造された古い物件であったためと思われる。実際、当初は気づいていなかったものの僅かにフローリングに傾きがあり、勝手にキャスター付の椅子が滑り出したり、水回りにトラブルが生じたりすることもあった。ただ、いくら破格といっても、そこはニューヨークである。折からの円安の影響もあって、東京で借りている家族向け物件の2倍の家賃であり、また、物価もかなり高く感じられ、路上生活を強いられている人も数多く見かけた。生活に慣れつつあった2024年11月ごろには、筆者の住居から1ブロックほどのところで、連続通り魔事件が発生するなど、治安に不安を感じる事象がしばしば発生することもあった。日本で不用心に過ごしていたことを思い知らされ、日本との生活面における基本的な環境の違いを突

感せざるをえなかった。

滞在中、アメリカ労働法の現状を把握するため、ロースクールで講義を聴講した。筆者は、日本の法科大学院で教育を受けたこともあり、そのモデルとされたアメリカのロースクールにおける授業方法にも関心があった。そこでの質疑応答の方法は、日本におけるそれと大きく異なるところはないように思われた。労働関係の場合、日常的には使わない用語や比喩表現が用いられることもあるが、その意味についても確認されていた(聞くところによれば、質疑応答の有無・程度や、その巧拙は担当教員によっても相当程度異なるようである)。ノートテイクのため、パソコンが持ち込まれているのも筆者が学生の時と変わらず、持ち込んだパソコンで授業中に内職をしたり、オンラインショッピングに興じる学生もいるのは、海や時間を越えても同じであった。時の流れを感じるとともに、衝撃を受けたのは、教員から指名された際に、質問内容をChatGPTとおぼしき画面に入力し、それをそのまま回答しているように見える学生がいたことであった。事案の分析や判決の射程について自分で考えることなくAIの吐き出す回答をそのまま使うようでは、法的思考力が身につかないのではないかと、しかも、高い学費を払っているはずなのに、と他人事ながら心配になってしまった。アメリカでは、生成AIを利用して作成した書面に実在しない判例を引用して処分される弁護士も出てきているようである¹⁾。他方、AIの利用は避けられない流れであり、今後法律家に求められる能力も変わるかもしれない。帰国後、筆者が法科大学院で授業を行うにあたって、どのような工夫をすべきかについて改めて考えさせられる機会となった。

筆者の滞在期間は、4年に一回行われる合衆国大統領の選挙の年であった。結果は、ドナルド・トランプ氏が当選し、2025年1月に第2次トランプ政権が発足した。いくつか政権交代の影響を如実に感じる出来事があった。

日本の労働委員会実務(不当労働行為法)は、(良くも悪くも?)安定しており、制度的にその可能性が排除されているとまではいえないものの、政権交代で解釈が大きく変わることは考えにくい(そもそも政権交代が稀であるが)。これに対して、アメリカ合衆国の全国労働関係局(National Labor Relations Board ;

NLRB)では、大統領により委員が政治任用されるため、政権交代に伴う委員構成の変化により、全国労働関係法(National Labor Relations Act; NLRA)の解釈も大きく揺れ動く(“flip-floppy”といわれる)。バイデン政権末期までに、第1次トランプ政権で形成されていた解釈が上書き変更され、労働者・労働組合に有利な解釈をする命令が多く出されていた²⁾。

新政権の発足とともに新学期も始まり、NLRAを取り扱う講義もスタートした。授業では、政権交代に伴い解釈の変更が見込まれる論点に関しては、現行の解釈として、バイデン政権下で変更されたNLRB命令³⁾の解説が行われつつも、バイデン政権による変更前の命令(=第1次トランプ政権時の解釈)についても、解説されていた。研究者としては、両者を見比べることにより、それぞれの解釈の特徴を捉えられるので、悪いことばかりではない(無論、実務が不安定であるため、労使関係を不安定化させるという問題はあるが)。しかし、実務家を目指す学生にとっては、2種類の解釈をよく理解する必要があるため、気の毒であり、担当教員も時折同情しているように見えた。

もう1つ政権交代の影響を感じたのは、ニューヨーク大学ロースクールの労働法センターが主催した会議での出来事である。この会議は、ステークホルダーと専門家が集って労働に関する政策・法を議論する超党派のフォーラムである。労使を代理する弁護士や研究者など多くの人が参加していた。2025年6月に開催された会議では、トランプ大統領が任命したNLRBのWilliam Cowen事務総長職務代行と、Marvin E. Kaplan委員長(いずれも当時)が登壇するセッションがあった。

セッションの開始前、会場の入口前でNLRBの職員を組織する全国労働関係局労働組合(National Labor Relations Board Union)の組合員が、“SAVE THE NLRB”と印刷されたビラを参加者に手渡ししていた。このビラは、2014年以降の予算据置き措置により既に地方支局における職員が40%削減された状況の中で、政権発足後の連邦政府効率化省(DOGE)による退職勧奨プログラム(“fork in the road”)等により、半年間で更に職員が10%減少しているなど、その危機的状況を訴えるものであった。NLRBの労働組合が労働法関係者に窮状を訴えるべくビラを配布しているという状況も衝撃的であったが、更に驚いたのは、ビラを配布していた職員が、セッションに登壇したCowen

氏に対して、自分が職員であることを明かして個人の資格で質問すると断った上で、職員削減について懸念を表明し、質問していたことである。また、別のセッションでは、Kaplan氏がバイデン政権下でのいくつかのNLRB命令に公然と批判を加えていたことにも驚かされた(委員長になる前の同氏が平委員として反対意見を書いた命令も含まれ、同氏が素晴らしい反対意見なので読むようにと自画自賛していた)。委員の任命遅れによりNLRBが機能不全に陥っている中で、今後の解釈変更を現実視させるものであった。

日本でも報道されていたように、アメリカ合衆国では、第2次トランプ政権発足後、法律と矛盾しうる大統領令の制定や政府機関の委員・職員の解任などを巡って多数の訴訟が提起され、その中にはNLRBに関連する訴訟も含まれる。報道等では一連の出来事が法の支配を揺るがす事態として大きく報じられる一方で、多くの人にとっては普段どおりの日常生活が続いているように見え(ただし、脆弱な状況にある人には大きな影響が生じていたようである)、却って不気味にも感じられた。同時に、労働法分野では、政権交代に伴いルール(解釈)が揺れ動くことは従来から見られたが、社会全体に影響しうる上記のような変動をみて、法とは何か、司法や法の役割とは何かという、基本的事柄について改めて考えを巡らせることになった。

1) Sara Merken, *Judge Fines Lawyers in Walmart Lawsuit over Fake, AI-generated Cases* (2025) <<https://www.reuters.com/legal/government/judge-fines-lawyers-walmart-lawsuit-over-fake-ai-generated-cases-2025-02-25/>> accessed 6 November 2025.

2) 第2次トランプ政権発足後のNLRAやNLRBをめぐる動きについては、中窪裕也「アメリカの組合組織化をめぐる法状況の暗転——新政権による制度破壊、予感される司法の追認」季労290号160頁(2025年)以下参照。第一次トランプ政権下での動向は、池田悠「ニューヨークと労働法の死にゆく国」日労研699号93頁(2018年)にも言及がある。

3) 企業の利益を代表する団体は、NLRBが放棄すべきバイデン政権下で出された15件の命令を挙げている(Coalition for a Democratic Workplace, *Letter to Attorney General Bondi regarding EO 14215* (2025) <https://myprivateballot.com/wp-content/uploads/2025/04/CDW-letter-to-AG-Bondi_EO-14215_Apr-2025.pdf> accessed 6 November 2025)。

とき・まさひと 東京大学大学院法学政治学研究科准教授。主著に『法人格を越えた労働法規制の可能性と限界——個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究』(有斐閣, 2020年)。労働法専攻。